

新潟市特別児童扶養手当等障がい判定医設置要綱

（目的）

第1条 この要綱は、特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号。以下「法」という。）、特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令（昭和50年政令第207号。以下「令」という。）、特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行規則（昭和39年省令第38号。以下「規則」という。）及びその他の関連する法令に基づき、特別児童扶養手当、特別障害者手当、障害児福祉手当及び経過的福祉手当の認定に関し、政令で定める程度の状態を判定する医師（以下「判定医」という。）を設置することを目的とする。

（判定医の委嘱）

第2条 判定医は、若干名とし、特別児童扶養手当等の制度について理解があり、障がい程度を認定するための専門的知識を有する医師を市長が委嘱するものとする。

2 委嘱の期間は、当該年の4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

（内容）

第3条 障がい程度の認定は、令に定める基準により、診断書等の資料に基づき、月2回行う。ただし、認定する診断書がない場合は行わない。

（業務上の義務）

第4条 判定医は、常に厳正中立の態度をもって業務に従事し、職務上知り得た秘密を漏らすことがあってはならない。

（判定に対する報酬）

第5条 1回あたりの報酬の額は、19,300円とする。ただし、認定する診断書がない場合は支払わない。

（解嘱）

第6条 市長は、判定医に心身の故障その他職務遂行上支障があるときは、任期中であっても、委嘱を解除することができる。

2 判定医は、職務遂行に支障が発生した場合は速やかに市長に対して辞任届を提出し、
審査により委嘱の解除が認められる。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。